

5. 国内・国外との取引のパターン

「特定資産等の譲渡等」について、課税対象の考え方が大きく変わった
(平成27年10月1日以降)

国内と国外との取引についてパターン化すると以下の5種類

取引	平成27年9月30日以前	平成27年10月1日以後
①	国内取引: 課税 (輸出免税の対象)	国外取引: 不課税
②	国外取引: 不課税	国内取引: 課税
③	国内取引: 課税 (輸出免税の対象)	国外取引: 不課税
④	国外取引: 不課税	国内取引: 課税
⑤	国内取引: 課税	国内取引: 課税



基本ロジックの整理:

4ページに記載した取引について、
〈昔〉資産の譲渡・サービスの提供を行っていた側が、国内事業者かどうか？

〈今〉資産の譲渡・サービスの提供を受けた側が国内事業者かどうか？

質問:

ライセンスの譲渡(貸与)による収入は？
受託開発売上の場合は？

